

2025 年（令和 7 年）5 月 7 日

公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
会員各位

逗子市長 桐ヶ谷 覚
(公 印 省 略)

逗子市の木造住宅耐震診断・耐震補強工事等補助制度の改正について

日頃から、本市まちづくり景観行政にご協力いただきありがとうございます。
さて、より多くの木造住宅の耐震化を図り震災に強いまちづくりを推進するため、令和 7 年度より本市が実施している木造住宅耐震診断・耐震補強工事の補助制度を拡大いたしました。
つきましては、賃借人の方が変わるタイミングなどを利用し、賃貸人の方へ実施の検討についてご周知いただけますよう、ご協力お願い申し上げます。

【改正のポイント】

逗子市在住者が所有する逗子市内の戸建の賃貸住宅を診断・補強工事の対象に加えました。

改正前	申請者が市内に住所を有し、対象となる建築物を所有し、 <u>現に居住していること</u>
改正後	申請者が市内に住所を有し、対象となる建築物を所有していること

【制度概要】

補助の条件	<u>1981 年（昭和 56 年）5 月 31 日以前に建築確認を得て着工された 2 階建て以下の戸建木造住宅（居住部分が床面積の 1/2 以上の兼用住宅を含む）であること</u>
	申請者が <u>市内に住所を有し</u> 、対象となる建築物を所有していること
	申請者が市税を <u>滞納していないこと</u>
補助額	一般耐震診断：費用 7 万円のうち 4 万円を補助
	耐震補強工事：費用の 1 / 2 （上限 50 万円）を補助

制度の詳細は、ホームページでご案内しております。（左下の QR 参照）
ご不明点は、まちづくり景観課までお気軽にお問い合わせください。

